

## 地域における日本語教育関連施策の現状と課題 —NPO の取組事例を通じて見るガバナンス向上の方向性—

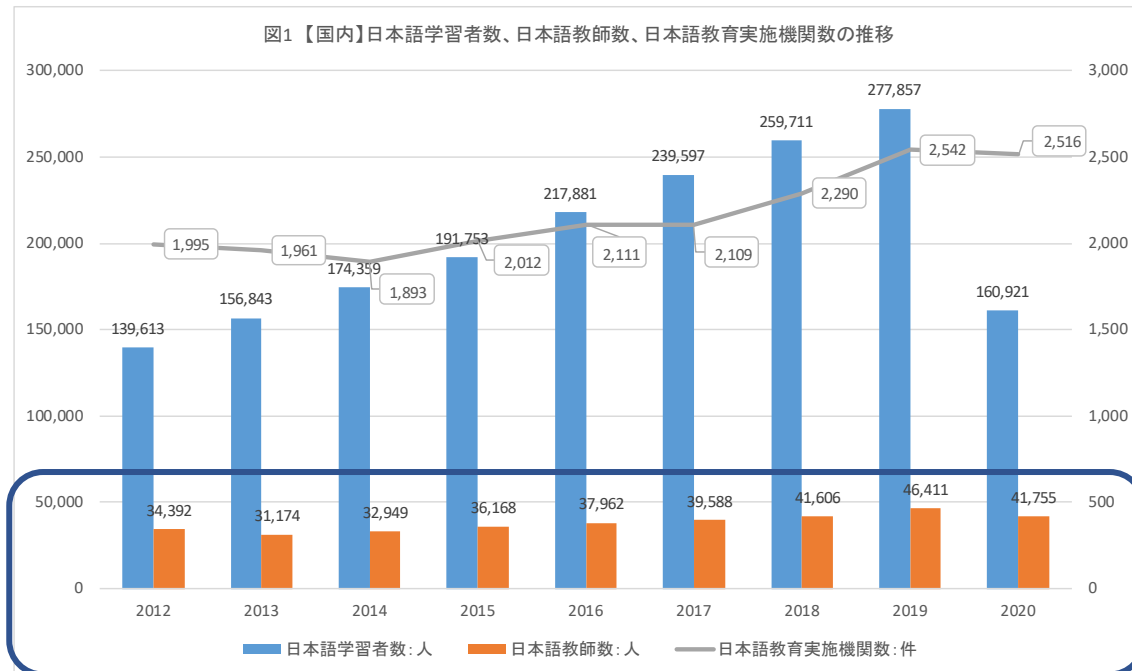
大木 義徳<sup>1</sup>

### The Current Situation and Challenges of the Policy on Japanese Language Education in the Region —Towards the Raise of Governance Seen through an Example of NPO—

Yoshinori Oki

#### 1. 序論（問題意識）

新型コロナウイルス感染拡大前の 2019 年、国内の日本語学習者数は 2012 年対比で +99.0% (+138,244 人) の 277,857 人とほぼ倍増した。また、日本語教師数は +34.9% (+12,019 人) の 46,411 人、日本語教育実施機関数も +27.4% (+547 件) の 2,542 件と、比較的緩やかながらそれぞれ増加してきた（図 1）。



（出典）文化庁「令和2年度 日本語教育実態調査報告書」を基に筆者作成

<sup>1</sup> 昭和女子大学 現代ビジネス研究所 研究員

これらのうち日本語教師数の特徴として、総数に占める常勤者と非常勤者の比率は徐々に上昇しつつあるが、ボランティアが半数を超えている。この点は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた 2020 年に総数が減少しても大きくは変わらない（表 1）。

表1【国内】日本語教師数の内訳

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
常勤	3,975 11.6%	4,093 13.1%	3,936 11.9%	4,146 11.5%	4,648 12.2%	5,115 12.9%	5,655 13.6%	6,635 14.3%	5,868 14.1%
非常勤	9,631 28.0%	9,408 30.2%	10,114 30.7%	10,304 28.5%	11,271 29.7%	11,833 29.9%	12,908 31.0%	15,031 32.4%	13,989 33.5%
ボランティア	20,786 60.4%	17,673 56.7%	18,899 57.4%	21,718 60.0%	22,043 58.1%	22,640 57.2%	23,043 55.3%	24,745 53.3%	21,898 52.4%
合計	34,392 100.0%	31,174 100.0%	32,949 100.0%	36,168 100.0%	37,962 100.0%	39,588 100.0%	41,666 100.0%	46,411 100.0%	41,755 100.0%

（出典）文化庁「令和2年度 日本語教育実態調査報告書」を基に筆者作成

日本は政府部門が小さい自由主義型の福祉国家にもかかわらず、サードセクターの規模が小さいとの指摘がある（曾我 2013）。一方で、日本語教育分野はボランティアや本稿 2（3）で後述する NPO 等を含め、市民社会の存在感が大きいといえる（表 2）。

表2 市民社会における四つの領域：太枠内が日本語教育で存在感の大きい箇所

		公共問題の解決の位置付け	
		兼業	専業
活動領域	政府への関与	市民参加	シンクタンク
	政府と独立	ボランティア	サードセクター (NPO, NGO)

（出典）曾我謙悟（2013）『行政学』有斐閣アルマ 表13-3 p.336

中央政府による日本語教育関連施策の実効性は、こうした実態を踏まえた官民のアクター一間の政策ネットワークの充実や、多次元ガバナンスの向上にかかっていると考えられる。本稿では、日本語教育の需要には主として市民社会が応えてきたことに着目して、以下立論する<sup>2</sup>。

## 2. 本論（日本語教育関連施策の現状および課題ならびに地域における取組事例）

### （1）中央政府の社会統合政策<sup>3</sup>における日本語教育関連施策の現状

<sup>2</sup> 常勤の日本語教師が少ない一因として、日本語教育を主専攻ないし副専攻として大学院を修了、ないし学部を卒業しながら、進路が日本語教育関連分野以外となる学生が多いことが挙げられる。特に学部出身者の進路について、調査母数 2,377 人の半数以上（1,405 人）は日本語教育と関係のない一般企業へ就職している（文化庁「令和元年度日本語教育総合調査」）。日本語教師の給与水準が低いことが要因の一つとする見方もあるが、本稿では紙幅の制約からこれ以上は論じない。

<sup>3</sup> 「移住者と移住者を受け入れる社会の権利と義務を考慮し、労働市場や医療・福祉、教育へのアクセスを含むもの」“Migrant integration policy frameworks should take into consideration the rights and obligations of migrants and host societies, including access to the labour market, health and social services, and education for children and adults.”（出典）IOM（2012）*IOM's Labour Migration and Human Development Programme*

2019 年 4 月、改正「出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）」（以下、入管法）施行により、介護・建設・農業など人手不足が深刻で、真に外国人材の受け入れが必要と認められる 14 分野を対象に、在留資格「特定技能」が創設された<sup>4</sup>。それまで外国人材が就労可能な在留資格を得る要件は、原則として「大学卒業以上の学歴あるいは 10 年以上の実務経験」とされてきたが、「技能試験及び日本語能力検定への合格」へと緩和された。

日本政府は改正入管法施行に合わせて 2018 年 12 月、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下、総合的対応策）を取りまとめ、医療・福祉、住宅、金融・通信サービス、教育、労働等の分野で施策総数 126、予算総額 211 億円（2018 年度補正予算 61 億円、2019 年度予算 150 億円）を措置した。その後 2021 年 6 月、総合的対応策は「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、3 度目の改訂が行われた（表 3：2(2)が本稿の主たる考察対象、着色行は日本語教育関連部分）。

表3 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年度改訂)」の概要

<b>1. 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等</b>
(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
(2) 啓発活動等の実施
<b>2. 円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援</b>
(1) 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
(2) 日本語教育の充実(円滑なコミュニケーションの実現) ・都道府県等が関係機関と連携して行う日本語教育環境を強化するための体制づくりの推進等
<b>3. ライフステージ・生活シーンに応じた支援</b>
(1) 地域における多文化共生の取組の促進・支援
(2) 生活サービス環境の改善等
(3) 外国人の子供に係る対策 ・日本語指導体制の構築等
(4) 留学生の就職等の支援
(5) 適正な労働環境等の確保
(6) 社会保険への加入促進等
<b>4. 非常時における外国人向けのセーフティネット・支援等</b>
(1) 災害時等の非常時における情報発信・支援
(2) 新型コロナウイルス感染症の感染予防・円滑なワクチン接種支援等
<b>5. 外国人材の円滑かつ適正な受入れ</b>
(1) 特定技能外国人のマッチング支援策等
(2) 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等 ・分野所管省庁による新たな日本語試験の活用等の検討等
(3) 悪質な仲介事業者等の排除
(4) 海外における日本語教育基盤の充実等 ・国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化等
<b>6. 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築</b>
(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
(2) 在留管理基盤の強化
(3) 留学生の在籍管理の徹底
(4) 技能実習制度の更なる適正化
(5) 不法滞在者等への対策強化

(出典)首相官邸「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年度改訂)」

この総合的対応策を、日本政府による現在の社会統合政策（migrant integration policy）と捉えることができる。同対応策には、日本語教育関連施策の現状認識と課題が次のとおり記載されている。（傍点筆者）

<sup>4</sup> 入管法が規定する在留資格は、「特定技能」など活動に基づく 25 資格、「永住者」など身分・地位に基づく 4 資格の合計 29 資格。（出典）出入国在留管理庁「在留資格一覧表（令和 3 年 8 月現在）」

## 2(2)日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

【現状認識・課題】外国人が我が国において生活していく中で、日本語能力が不十分な場合、円滑な意思疎通が図れず、様々な場面において支障が生じ得る。外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から排除されること等のないようにするためには、より円滑な意思疎通の実現に向け、いわゆる第二言語としての日本語を習得できるようにすることが極めて重要である。特に、日本で働くに当たっては、業務上必要となる専門的な日本語のほか、職場において日本語で意思疎通を図ることができるよう、生活に必要な日本語を身に付けることが必要であるとともに、職場等における効果的なコミュニケーションのため受入れ側の環境整備を図ることが重要である。そのような観点から、外国人に対する日本語教育の取組を大幅に拡充し、外国人と円滑にコミュニケーションできる環境を整備する必要がある。

### (2) 日本語教育関連施策の課題

本節では、施策の主務官庁である文化庁において 2019 年度に開始され、最多の予算規模（5.0 億円）<sup>5</sup>を有する「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」に着目する。その目的には「外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置く」ことが掲げられる<sup>6</sup>。日本では個人が社会的に孤立する度合いが比較的高いとする国際評価も見られることから<sup>7</sup>、事業目的には一定の意義も見出されよう。前節 2（1）で引用した総合的対応策の現状認識・課題における記載「外国人が社会から排除されること等のないようにする」とも一体的で、「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）」<sup>8</sup>（以下、日本語教育推進法）が定める関係機関相互の連携強化や体制整備<sup>9</sup>の具現化を図る重要事業といえる。

日本政府は、都道府県および政令指定都市の二団体と、両団体が指定して総務省も認定する地域国際化協会等が実施する事業に対し、必要経費の一部を補助している。対象は「プログラム A」（地域の日本語教育における実態や課題の把握と日本語教育を実施するための具体的な計画策定等：予算規模 1.3 億円）と、「プログラム B」（地域における日本語教育推進目的の体制づくりのため、司令塔となる人材の確保や日本語教室の運営等：予算規模 3.2 億円）からなる。ただし、当該事業の採択団体は関東地方以西に偏って以北はほぼ空白であり（下図 2 の枠内）、その効果が及ぶ範囲は限定的となるおそれがある。

<sup>5</sup> 文化庁が担う外国人の成人向けの日本語教育関連施策の予算規模は、国の財政制約が慢性化する中でも年々拡大、2020 年度は前年度比 1.5 億円（+18.8%）増の約 9.55 億円、2021 年度は同 0.35 億円（+3.7%）増の 9.90 億円である。

<sup>6</sup> 文化庁「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」事業の目的

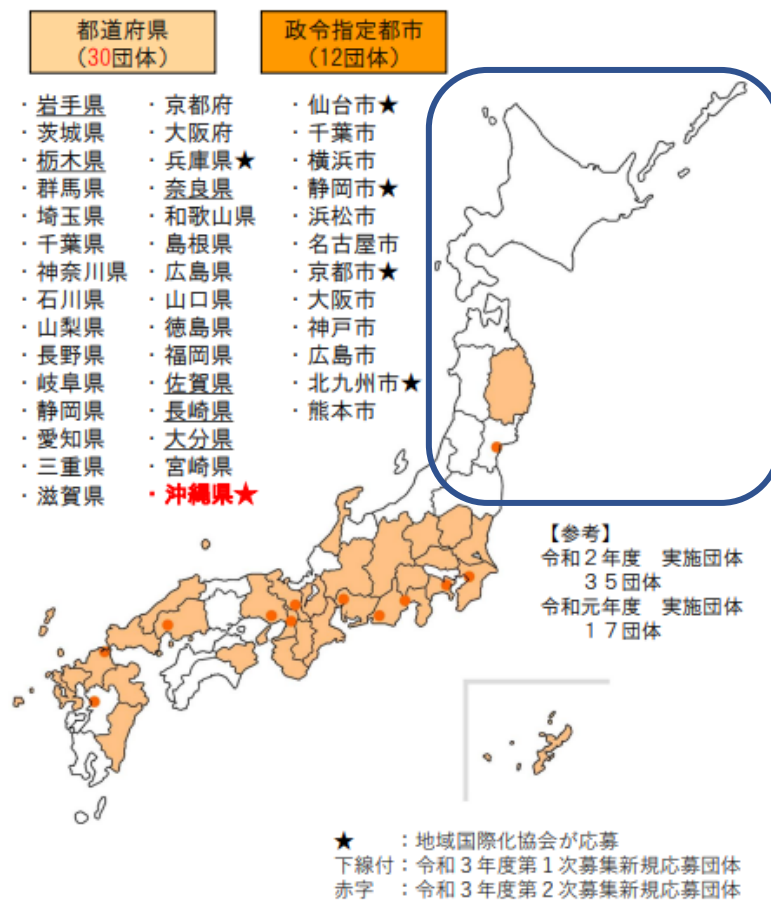
([https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/chiikinihongokyoiku/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/chiikinihongokyoiku/)) 2022.1.8

<sup>7</sup> OECD, “Social isolation”, *WOMEN AND MEN IN OECD COUNTRIES*, 5 Social issues, p.25 (<https://www.oecd.org/sdd/37962502.pdf>) 2022.1.8

<sup>8</sup> 2016 年（平成 28 年）、文部科学行政に知識や経験を有する国会議員が党派を超えて日本語教育推進議員連盟を設立、推進法制定に向けて活動を開始した。結果として 2019 年（令和元年）、議員立法による同法案が衆・参両院とも全会一致で可決、成立して実を結ぶ。

<sup>9</sup>（連携の強化）第七条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

図2 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」採択団体



(出典)文化庁「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」

### (3) 国内 NPO の事例に見る地域における日本語教育の実状

本節では、2021 年度（令和 3 年度）時点で、中央政府による重要事業が広がる余地を残す北海道・東北地方における NPO の事例として、筆者が 2019 年 7 月 3・4 両日に視察した「のしろ日本語学習会」を取り上げる。代表者は公表されている略歴によれば、秋田県生涯学習指導員、地域外国人相談員、秋田県子育てサポーター、学校加配日本語指導者、中国残留邦人自立支援通訳者、保護司等、多くの立場と豊富な経験を併せ持つ。日本語を学習する外国人は、年齢・性別・国籍・在留資格等が多様であることをうかがわせる。また、日本語教育は多くの機関との連携・協力が必要であることも良く分かる<sup>10</sup>。1991 年に開始され、約 30 年の実績を有する本学習会の活動概要は下表 4 のとおりで、以降に補足説明を加えるとともに分析も試みる。

<sup>10</sup> 筆者が視察した際は以下各紙で報じられるなど、同学習会は地域に対する影響力もある。

①「のしろ日本語学習会の勉強会 実践的指導 他の模範に 文化審議会委員ら視察」『秋田魁新報』2019 年 7 月 9 日付 地域面、②「能代の日本語教育理解 昭和女子大 大木研究員『先進事例』と高評価」『北羽新報』2019 年 7 月 5 日付 社会面

表4 のしろ日本語教室の活動概要

事業	日程	場所	内容	備考
日本語講座	就学児童・成人 : 毎週火曜19時-21時 成人(未就学児同伴可) : 毎週木曜10時-12時	能代市公民館 同市働く婦人の家  この他、藤里町三 世代交流館、男鹿 市民文化会館	初級レベルから4 技能(話す・読む・ 聞く・書く)の指導	学習者の出身国 (実績)は、中国、 韓国、フィリピン、 ベトナム、タイ、マ レーシア、インドネ シア、ロシア、英 国、米国、
日本語ボランティア 養成講座	講義 : 日曜10時~12時 実施講習 : 火曜19時~21時			
ふれあい交流事業	国際盆踊り大会等 : 随時	中央近隣公園 (能代市の都市計 画公園)	能代市市民活力 推進課が市民まち づくり活動支援事 業として委託	

(出典)「のしろ日本語学習会」Webサイト(<https://noshi-niho.jimdofree.com/>) 2022.1.8

#### ① 生活者の自立支援

学習者が日本語を学ぶことにより、日本での自立した生活を実現することを目指し、日本語講座に加え、日本語ボランティア養成講座も合わせて実施している。養成された20名程度のボランティアは現職・退職教員、会社員、主婦、高校生など年齢も背景も様々で、日本語教育に加えて保育、生活相談、子どもたちの教科学習支援、広報など、それぞれの経験や得意分野を生かした活動が見られる。

#### ② 好循環による社会均衡

同学習会で日本語を学んだ外国人は、能代市における中国語講座や韓国語講座の講師や、通訳や翻訳に協力するケースもある<sup>11</sup>。後から入国・在留する外国人のいわば先輩として、教室や地域を支える側に回っている。こうした好循環は、高い水準の協力、信頼、互酬性、積極的市民参加、集合的充足状態が織りなす社会的均衡に帰着するとの指摘がある(パトナム 2001)。

のしろ日本語学習会の取り組みは様々な方面から高く評価され、代表が2010年には内閣府から「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰(子育て・家族支援部門)」、2013年には「文化庁長官表彰(文化発信部門)」を受けるに至った。特に前者については、日本語を理解できない外国人の子育てに伴う困難の緩和・解消に実績を上げたことが評価された結果である。例えば、乳幼児を育てる母親が学習意欲を抱いたとしても、夜間に教室へは通いにくいことから、昼間にボランティアの育児支援付き講座を開いている。周囲には「母親は日本語学習より育児を優先すべき」とする声もあったとされるが、予防接種や健康診断など育児関連情報の伝達、日本とは異なる育児方法の把握等につながることもあったようだ。過去には日本語能力の不十分な母親から言葉を教わった児童が学習障害(LD: Learning Disabilities)と誤解される事例があるなど、常に支援余地はあるとされ、教育内容は不断に見直される。

<sup>11</sup> 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター(2008)「地域日本語教育から考える共生のまちづくり」『多言語・多文化協働実践研究5』 pp.15-19



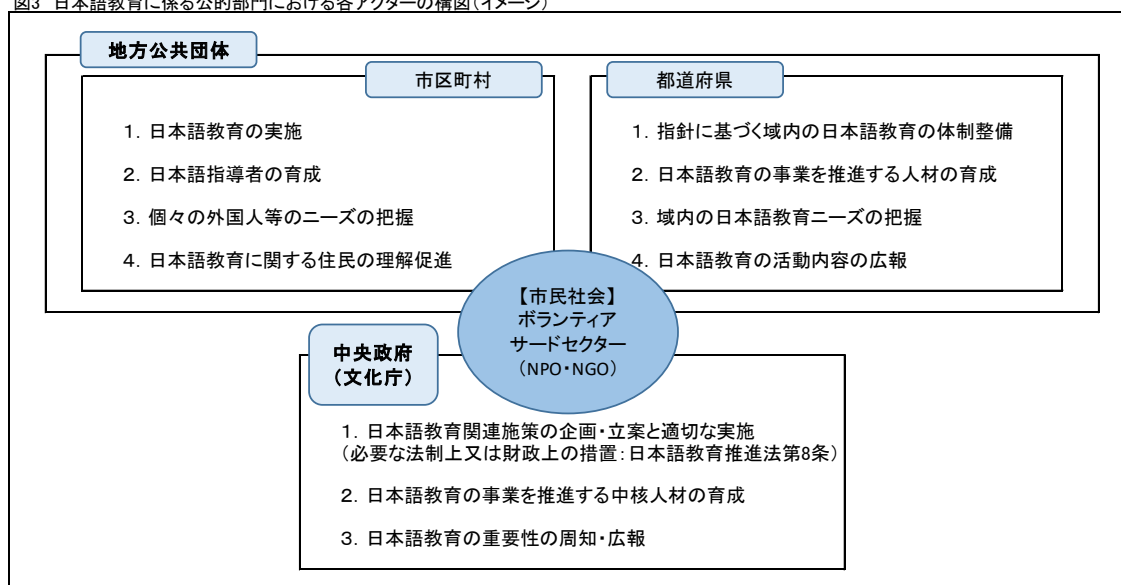
先述 1 のとおり、国内における外国人向け日本語教育は、ボランティアなど市民社会が主な担い手となって長らく支えてきた実績がある。事例として取り上げたのしろ日本語学習会は現在、能代市だけでなく、隣接する男鹿市、藤里町からも関連事業を委託されている。

ただし、力量に定評がある団体であっても、広域で事業を受託することによる負担は軽微なものではないだろう。人的、資金的な制約等を考慮し、事業の円滑な継承を含めた継続性についても十分に配慮する必要がある。地方公共団体は、地域における外国人向け日本語教育の持続可能性向上等の観点から、NPO へ過度に依存せず、ネットワーク運営者<sup>12</sup>としてガバナンスを向上させることが日本語教育関連施策の課題である。一例とした秋田県には、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」など中央政府の施策を講じる余地があり（先述 2（2）：前掲図 2）、主務官庁である文化庁による同施策の実効性向上もまた必要である。地方公共団体やイノベーターをエンパワーメントすることは、地域に適合した社会統合政策の成否を分ける（McKinsey Global Institute 2016：17）<sup>13</sup>。

### 3. 結論（日本語教育に係る公的部門が目指すべき構図）

これまで述べてきた内容を整理する。日本語教育に係る公的部門（中央政府・地方公共団体）が、官民のアクター間の政策ネットワークや多次元ガバナンスを向上させるべく、市民社会の関与という実態を踏まえて目指すべき基本的な構図は、図 3 のとおりと考えられる。

図 3 日本語教育に係る公的部門における各アクターの構図(イメージ)



(出典)文化審議会(2016)「地域における日本語教育の推進に向けて」p.19、本稿第2章第3節第1項、第3章第2節第1項記述内容を基に筆者作成

<sup>12</sup> 「パートナーシップ関係を管理し、結果を得るためのフィードバックループを構築し、官民の両方の部門での業績をモニターする」存在。(出典) ゴールドスミス, S. & エグガース, W.D. (2006) [2004] 高木聡一郎 監訳『ネットワークによるガバナンス—公共セクターの新しい形』学陽書房, pp.184-187

<sup>13</sup> McKinsey Global Institute (2016) *People on the Move: Global Migration's Impact and Opportunity*

中央政府による施策に下支えされる地方公共団体（市区町村・都道府県）は、ネットワーク運営者<sup>14</sup>となり、社会関係資本<sup>15</sup>を有するボランティアやサードセクター（NPO・NGO）を中心に触媒として位置付けて、全体を結晶化させるイメージである<sup>16</sup>。

井口（2018）は国内に在留する外国人に係る社会統合政策について、権限も財源も情報も不足する地方公共団体の状況を大幅に改善する必要性を指摘する。確かに、これまで地域で社会関係資本を有する NPO の取り組みを支援し、全国規模で普及させることへの中央政府の取り組みは、必ずしも十分であったとはいえない<sup>17</sup>。国内の日本語教師数においてボランティアが半数を超えているという事実（前掲表 1）は、その背景として、市民社会が外国人向け日本語教育への中央政府、ひいては地方公共団体の関与不足を補ってきた面があると捉えることが妥当だろう。

こうした状況にあって、日本政府は 2018 年に総合的対応策を定め（前掲表 3）、2019 年の日本語教育推進法制定も受け、社会統合政策のうち日本語教育関連施策の予算規模をここ 3 年で 4.7 倍の 9.90 億円へ増加させた（先述脚注 5）。政府全体の財政健全化を促す指摘も少なくない中<sup>18</sup>、優先度の高い分野として注目に値する。外国人受け入れに係る外部不経済による社会的費用が生じたとしても、日本語教育については政府の補償による内部化が可能となり、具体的に「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（前掲図 2）等も始まった。また、外国人向け日本語教育の主務官庁である文化庁は、当該事業に係る 2022 年度（令和 4 年度）予算の財務省向け概算要求に当たり、同事業のアウトプット、アウトカム、インパクトも合わせて明らかにした（表 5）。

表5 「地域日本語教育の総合的な体制づくり支援事業」のアウトプット・アウトカム・インパクト

アウトプット(活動目標)	アウトカム(成果目標)	インパクト(国民・社会への影響)
①地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の推進	国内に居住する外国人の日常生活に必要とされる日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。	①外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる。
②本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進(情報交換の機会の提供)	(令和3年度より、日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定予定)	②日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる。
		③日本語教室は、外国人にとって、日本語のみならず地域での生活を知るとともに学習できる場でもあり、地域社会の接点としてセーフティネットとして機能する。

(出典)文化庁「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(第108回)」(令和3年9月14日)参考資料3、p.3

<sup>14</sup> 前掲ゴールドスミス, S. & エッガース, W.D. (2006) [2004] (先述脚注 12)

<sup>15</sup> 「集団内外の協力関係を円滑化する規範や価値観、理解を共有するネットワーク」(networks together with shared norms, values and understandings that facilitate cooperation within or among groups)  
(出典) OECD (2007) *Human Capital - How what you know shapes your life* p.103

<sup>16</sup> こうした考え方は経営学においても「アントレプレナーシップ領域」として台頭し、特に「インスティテューショナル・アントレプレナーシップ」(制度アントレ)と称される。国内でも小規模認可保育所事業で、政府機関をも代替する NPO があるとされる(入山 2019 : 864)。

<sup>17</sup> 例えば文化庁の施策として、NPO や大学等による取組支援(予算規模 0.9 億円)等がある。

(出典)文化庁「生活者としての外国人に対する日本語教育の推進」『令和 2 年度当初予算参考資料』p.45 ([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/yosan/pdf/92185601\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/pdf/92185601_02.pdf)) 2022.1.8

<sup>18</sup> 一例として経済同友会(2021)『持続可能な財政構造の実現に向けて～長期の経済財政試算を踏まえて～』など。(<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2021/210511a.html>) 2022.1.8



すでに当該事業の実施を採択された 30 の都道府県（前掲図 2）のもとには、外国人関連施策に豊富な経験を持つ基礎自治体<sup>19</sup>や地域国際化協会等も見られ、中央政府の補助金という新たな財源を得て、在留外国人への対応能力を向上させる可能性がある。さらに、施策の基盤となる日本語教育推進法の定めのうち、特に三つの条項、①日本語教育機関等など関係者相互間の連携の強化（第 7 条）<sup>20</sup>、②事業主の責務（第 6 条）<sup>21</sup>、③施策実施に必要な法制上又は財政上の措置（第 8 条）<sup>22</sup>を、同法の目的条文<sup>23</sup>に沿って適切に運用すれば、地域におけるネットワークによるガバナンスを向上させ、同事業のアウトカムを目論見通りに達成することができるのではないかと期待しつつ、この仮説を構築したことをもって、本稿の結びとする。

なお、地方公共団体にとり、上図 3 枠外に所在する民間部門のアクターである日本語教育課程を有する大学や日本語教育機関、外国人を雇用する事業主との連携・協力も重要である。特に事業主について、移住者は目的国で言語、慣習、専門的要請等を身に付ける必要があり、その最終的な成功や貢献は能力の高低によらず、自身と事業主による人的資本等への投資に依存するとの指摘もある（World Bank Group 2018 : 22）。また、NPO・NGO にとっても事業主との連携・協力は重要である。内閣府による国内の特定非営利活動法人向け調査によれば、有効回答数 3,809 のうち 713 法人（18.7%）が「企業等の社員のプロボノ<sup>24</sup>等による技術支援を受けた」と回答した<sup>25</sup>。本稿では紙幅の制約から、企業行動を取り扱う

---

<sup>19</sup> 例えば、2001 年に静岡県浜松市の発議で設立された「外国人集住都市会議」会員都市がある。同会議の目的は、都市の国際化に不可欠な外国人住民との地域共生の確立を目指し、関連施策や活動状況に係る情報交換を行い、地域で顕在化するさまざまな問題の解決に積極的に取り組むことにある。具体的に、2009 年改正入管法（2012 年施行）等による外国人住民の住民基本台帳への登載などは、関係省庁が同会議提出要望も考慮された結果と考えられ、外国人向けに行政サービスを提供する基盤として機能している。活動最盛期の 2012 年に 29 を数えた参加都市数は、2022 年 1 月現在で以下のとおり 13 へと減少しているものの、各都市共通の課題が自治体連携により一部解決したことの表われと見ることもできる。

【群馬県】太田市、大泉町【長野県】上田市、飯田市【静岡県】浜松市【愛知県】豊橋市、豊田市、小牧市【三重県】津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市【岡山県】総社市

(<https://www.shujutoshi.jp/gaiyou/index.htm>) 2022.1.8

<sup>20</sup> 先述脚注 9

<sup>21</sup> 第六条（事業主の責務）外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

<sup>22</sup> （法制上の措置等）第八条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

<sup>23</sup> 第一条は「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」を定めている。（傍点筆者）

<sup>24</sup> 「公共善のために」を意味するラテン語「Pro Bono Publico」を語源とし、職業により培われた知識や能力を社会へ提供するボランティア活動をいう。

（出典）嵯峨生馬（2011）『プロボノー新しい社会貢献 新しい働き方』勁草書房、p.24

<sup>25</sup> 内閣府「令和 2 年度 特定非営利活動法人に関する実態調査報告書」2021 年 8 月、p.51

ことができなかったが、今後の課題と認識して同調査結果の推移などに注目したい。

(参考文献)

- 井口泰 (2018) 「日本の統合政策－外国人政策の改革の展望と課題」『移民政策のフロンティア－日本の歩みと課題を問い直す』明石書店、pp.121-126
- 入山章栄 (2019) 『世界標準の経営学』ダイヤモンド社
- ゴールドスミス, S. & エッガース, W.D. (2006) [2004] 高木聡一郎 監訳『ネットワークによるガバナンス－公共セクターの新しい形』学陽書房
- 嵯峨生馬 (2011) 『プロボノ－新しい社会貢献 新しい働き方』勁草書房、第1章 p.24
- 首相官邸「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和3年度改訂)」 p. 6
- 出入国在留管理庁「在留資格一覧表 (令和3年8月現在)」
- 曾我謙悟 (2013) 『行政学』有斐閣アルマ pp.339-340
- 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター (2008) 「地域日本語教育から考える共生のまちづくり」『多言語・多文化協働実践研究 5』 pp.15-19
- パットナム, D. R. (2001) [1993] 河田純一 訳『哲学する民主主義－伝統と改革の市民的構造』NTT出版 p.221
- 文化審議会国語分科会「地域における日本語教育の推進に向けて[報告]」2016年2月 p.19
- 文化庁国語課「令和元年度 国内の日本語教育の概要」2019年11月1日 p.5,11
- International Organization for Migration (2012) *IOM's Labour Migration and Human Development Programme*  
(<https://www.iom.int/files/live/sites/iom/files/What-We-Do/docs/IOM-DMM-Factsheet-LHD-Migrant-Integration.pdf>) 2022.1.8
- McKinsey Global Institute (2016) *People on the Move: Global Migration's Impact and Opportunity*  
(<https://www.mckinsey.com/featured-insights/employment-and-growth/global-migrations-impact-and-opportunity>) 2022.1.8
- Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) (2007) *Human Capital – How what you know shapes your life* p.103  
(<https://www.oecd.org/insights/humancapitalhowwhatyouknowshapessyourlife.htm>) 2022.1.8
- Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) “Social isolation”, *WOMEN AND MEN IN OECD COUNTRIES*, 5 Social issues, p.25  
(<https://www.oecd.org/sdd/37962502.pdf>) 2022.1.8
- World Bank Group (2018) *Moving For Prosperity, Global Migration and Labor Markets*  
(<https://www.worldbank.org/en/research/publication/moving-for-prosperity>)  
2022.1.8